

平成 2 4 年第 1 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 4 年 4 月 1 9 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	報告第 1 号 平成 2 3 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	3
○日程第 4	報告第 2 号 平成 2 3 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費の繰越しについて	4
○日程第 5	報告第 3 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	5
○日程第 6	報告第 4 号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）	6
○日程第 7	報告第 5 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	7
○日程第 8	議案第 1 号 平成 2 4 年度滝川市一般会計補正予算（第 2 号） 議案第 3 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例 議案第 4 号 不動産の無償譲渡について	8
○日程第 9	議案第 2 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	1 7
○閉会宣告		1 9

平成24年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成24年 4月19日（木）

午前10時00分 開 会

午前11時13分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 平成23年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 4 報告第 2号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 5 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 6 報告第 4号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

日程第 7 報告第 5号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 8 議案第 1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第2号）

議案第 3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第 4号 不動産の無償譲渡について

日程第 9 議案第 2号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○出席議員（15名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	5 番	渡 邊 龍 之 君
6 番	小 野 保 之 君	7 番	木 下 八重子 君
8 番	山 本 正 信 君	9 番	三 上 裕 久 君
10 番	堀 重 雄 君	12 番	山 口 清 悦 君
13 番	田 村 勇 君	14 番	井 上 正 雄 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	大 谷 久美子 君		

○欠席議員（3名）

4 番	坂 井 英 明 君	11 番	関 藤 龍 也 君
18 番	窪之内 美知代 君		

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 吉 井 裕 視 君

副市長	鈴木 光一 君	教 育 長	小 田 真 人 君
教育委員会委員長	若 松 重 義 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
総 括 理 事	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 参 事	千 田 史 朗 君	市民生活部長	庄 野 雅 洋 君
市民生活部参事	石 川 雅 敏 君	保健福祉部長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	樋 郡 真 澄 君	経 済 部 長	五十嵐 千夏雄 君
経 済 部 次 長	居 林 俊 男 君	農 政 部 長	若 山 重 樹 君
農 政 部 次 長	中 島 隆 宏 君	農 政 部 参 事	多 田 幸 秀 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	建 設 部 技 監	高 瀬 慎二郎 君
教 育 部 長	舘 敏 弘 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
教育部指導参事	四十九院 正満 君	監査事務局長	堀 下 博 正 君
病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君	病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君	次	長	菊 井 弘 志 君
書 記	橋 本 洋 衣 君	書	記	村 井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました平成24年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

欠席の申し出は、坂井議員、関藤議員、窪之内議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において井上議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで4月1日付の人事異動等に伴う副市長及び部長職職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時04分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 平成23年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第3、報告第1号 平成23年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成23年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成23年度滝川市一般会計補正予算（第5号）において、道営土地改良事業負担金、東小学校

トイレ改修事業、開西中学校改築事業の3事業について地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す3事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

6款農林業費、1項農業費、事業名、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額2,247万3,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として道支出金が515万円、地方債1,730万円、一般財源2万3,000円でございます。なお、道支出金515万円につきましては全額食料供給基盤強化特別対策事業補助金で、地方債1,730万円につきましては全額補正予算債でございます。

同じく、10款教育費、2項小学校費、事業名、東小学校トイレ改修事業、翌年度繰越額2,173万5,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金768万9,000円、地方債1,050万円、一般財源が354万6,000円でございます。なお、国庫支出金768万9,000円につきましては全額学校施設環境改善交付金でございまして、地方債1,050万円につきましては全額学校教育施設等整備事業債でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名、開西中学校改築事業、翌年度繰越額5億6,024万3,000円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源として国庫支出金が2億574万9,000円、地方債3億5,400万円、一般財源49万4,000円でございます。なお、国庫支出金の2億574万9,000円につきましては全額学校施設環境改善交付金でございまして、地方債3億5,400万円につきましては全額緊急防災・減債事業債でございます。

以上で報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第4、報告第2号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第2号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明を申し上げます。

平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）において、後期高齢者医療システム改修事業について地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決をいただい

ているところでございます。この翌年度に繰り越す事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

科目につきましては1款総務費、1項総務管理費、事業名につきましては後期高齢者医療システム改修事業でございます。翌年度繰越額は218万4,000円、これにかかる財源内訳は一般財源で218万4,000円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第5、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。

事故発生日時は平成23年3月20日午前零時30分ごろで、場所は滝川市江部乙町1089番地2地先の市道南西3線でございます。

相手方は、_____にお住まいの_____さんでございます。

損害賠償額は、13万9,235円であります。

事故の原因につきましては、相手方が市道南西3線を軽乗用車で走行していたところ、同市道の路面にあった段差部に車両の左側前と後ろのタイヤ及びホイールが接触し、相手方に損害を与えたものでございます。

なお、この賠償額につきましては、道路賠償責任保険で全額補填となります。

専決処分年月日は、平成24年3月26日でございます。

舗装の補修につきましては年間を通じまして適時行っておりますが、今後につきましてもこのような事故のないよう、さらに市道の維持管理に万全を期してまいりたいと思っております。

まことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第4号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第6、報告第4号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました報告第4号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものであります。

専決事項は滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例でありまして、専決処分年月日は平成24年3月30日であります。

専決処分の理由は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令が第1回定例会後の平成24年3月28日に公布され、その施行日が4月1日のため、本年度におけるこども発達支援センターの事務に支障を来しますことから、この省令に基づく改正について専決処分したものでございます。

それでは、改正の概要についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表の1ページ目をお開きください。その第6条、利用料の徴収及び別表の改正でございますが、根拠となる法律及びそのサービスが今までの障害者自立支援法に基づく児童デイサービスから児童福祉法に基づく障害児通所支援に改められたこと並びに法律中の利用者負担の規定の改正に伴い、条例上も同じ表現とするため、条文中の所要の文言整理を行うものであります。

次に、附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を平成24年4月1日とするものです。

第2項は、平成18年に本条例の一部を改正した際にその附則第2項において利用者から徴収する利用料を据え置くこととした規定において引用している厚生労働省告示の名称及び告示番号について、これも文言整理を行うものであります。

以上で報告第4号 専決処分についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決しました。

◎日程第7 報告第5号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第7、報告第5号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第5号 専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例で、専決処分年月日は平成24年3月31日であります。

専決理由でございますが、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたところでございます。この法律の改正に伴い、本年度における市税の賦課事務等に支障を来すことから、改正の一部を専決処分としたものでございます。

初めに、平成24年度の地方税の改正のうち、今回の専決処分に係る要点を申し上げます。固定資産税及び都市計画税に関するものとしまして、1点目として土地に関する特例としての負担調整措置の継続であります。固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置につきましては、その時々の状況に応じ、課税の公平、制度の簡素化の観点から見直され、その均衡化を図ってまいりました。今回改めて特例措置を設けるに当たり、住宅用地に対する負担調整措置につきましては負担水準が90パーセント以上100パーセント未満のものについては前年度の課税標準額を据え置く特例措置を平成25年度まで設けることで負担の均衡化を促進する措置が講じられたところでございます。2点目は、固定資産税及び都市計画税の非課税措置として、幼稚園、図書館、または博物館を運営する旧民法第34条の法人が一般社団法人もしくは一般財団法人に移行した場合に非課税措置を受けることができることになったことによる必要な申告規定が講じられたところでございます。

以上が主な内容でございますけれども、以下改正内容を簡潔にご説明しますので、報告第5号参考資料の滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。まず、第53条及び附則第10条の2は、条文の整理でございます。

附則第11条から第13条までは、土地に対して課する平成24年度から26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する関係規定であり、適用期間を3年延長する改正及び法改正に伴う条文整理でございます。

附則第 15 条は、特別土地保有税の課税の特例について適用期間を 3 年延長する改正でございます。

附則第 21 条の 2 は、旧民法第 34 条の法人から移行した法人に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告の規定であり、幼稚園、図書館、または博物館を設置する一定の一般社団法人、一般財団法人に係る固定資産税の非課税措置を受けようとするべき者がすべき申告条文の追加であります。

附則第 31 条及び第 32 条は、土地に対して課する平成 24 年度から 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する関係規定であり、適用期間を 3 年延長する改正及び法改正に伴う条文整理であります。

附則第 33 条及び第 34 条は、法改正に伴う条文整理であります。

次に、附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の 4 ページをお開きをいただきたいと思います。第 1 条は、施行期日で、平成 24 年 4 月 1 日からの施行でございます。

第 2 条は固定資産税、第 3 条は都市計画税に係る経過措置でございます。

なお、改正箇所につきましては、新旧対照表でご確認をいただきたいと思います。

以上で報告第 5 号の説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第 5 号は承認することに決しました。

◎日程第 8 議案第 1 号 平成 24 年度滝川市一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 3 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 不動産の無償譲渡について

○議 長 日程第 8、議案第 1 号 平成 24 年度滝川市一般会計補正予算 (第 2 号)、議案第 3 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例、議案第 4 号 不動産の無償譲渡についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,945万円を追加し、予算の総額を202億4,622万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出から説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款2項1目児童母子福祉費、補正額556万5,000円の増額につきましては、子ども手当及び児童手当に要する経費の補正でございます。児童手当法の一部を改正する法律が施行され、子ども手当が児童手当に改正されたことに伴い、新たな所得制限などに対応するシステムを導入するため、補正したいとするものでございます。事業費の全額が北海道の子育て支援対策事業費補助金より措置されるものでございます。

10款7項1目体育振興費、補正額1,248万円の増額につきましては、体育指導及び振興に要する経費の補正でございます。この後説明いたします議案第3号及び第4号により、温水プールの運営事業者に対し、温水プール施設の活用を図り、市民のレクリエーション及び健康増進に資することを目的として温水プール運営事業補助金を交付するため、補正したいとするものでございます。

10款7項2目温水プール費、補正額2,524万3,000円の減額につきましては、温水プールの運営管理に要する経費の補正でございます。当初予算で1年間の通常予算で見込んでおりましたものを民間譲渡するまでの期間に必要な費用及び残務整理に必要な費用を除き、減額補正したいとするものでございます。

11款1項公債費、1目元金、補正額2,886万6,000円の増額につきましては、地方債償還金の補正でございます。温水プールの民間譲渡に伴い、温水プール建設改修費の財源として借り入れしました地方債の残高を繰上償還するため、補正したいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額221万8,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。温水プールの民間譲渡に伴い、嘱託職員1名分の人件費を減額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1,945万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。14款1項1目総務使用料21万5,000円の減、14款1項6目教育使用料878万8,000円の減、16款2項1目民生費補助金556万5,000円の増は、歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,495万9,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款3項1目公金取扱貸付金収入4万円の減、21款5項3目雑入203万1,000円の減は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で１，９４５万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 続きまして、議案第３号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、この後上程の議案第４号の関連であります温水プールを民間に移管することに伴い、温水プールを廃止するため、滝川市水泳プール条例を改正したいとするものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をごらんください。第２条の２から第１４条までは、温水プールを廃止することで市直営のプールがなくなり、滝の川市民プール、江部乙市民プール、東栄市民プールの管理代行プールだけとなることから、区別して表現しておりました管理代行プールを水泳プールと、使用、使用料、使用者、納付等の文言を利用、利用料、利用者、納入に改め、その他の文章及び文言、条項整理に伴う改正であります。

別表第１は温水プールの項を削除し、別表第２は温水プール使用料をすべて削除し、別表第３は同条中、第５条の３第１項関係を第５条の２第１項関係に、市民プール利用料金設定基準を水泳プール利用料金設定基準に改め、同表を別表第２とするものであります。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行したいとするものであります。

以上を申し上げ、議案第３号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、昭和６０年に開設した温水プールは新滝川市活力再生プランに示されましたとおり、今後市が直営で運営しますと年間の収支差し引きで２，５００万円の経費と２７年経過した建物のため老朽化した躯体及び設備の改修費に約２億円が必要となることから、１５年間直営すると仮定した場合、改修費を含めた１年間当たりの運営収支差し引きの費用は約３，８００万円と積算されます。このことから、新滝川市活力再生プランの方針に基づき、現温水プールの民間移管を進めるため、公募型プロポーザル方式により活用事業者を募集しました。主な公募条件としましては、１、温水プールを主体とした健康増進施設として使用する、２、譲渡後１５年間安全に運営できるように必要な施設整備、改修工事等を行う、３、年間の開館日数を２６０日以上で１日の平均開館時間１０時間以上とする、４、既存の２５メートル９コースを保持し、そのうち３コースを市民コースとして確保し、これまでと同様に使用できる、そのために年間運営事業補助金１，８７２万円を上限として１５年間支出する、５、学校水泳授業等の使用に協力するなどとして公募しました結果、１グループの応募があり、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに総合的に審査しました。その結果、１、他市の温水プールですぐれた実績があり、その経験を生かした提案内容であり、２、施設の老朽化の状況を十分に把握し、施設設備の改修計画が提案され、１５年間安定的に運営が見込まれ、３、温水プールにあわせてトレーニングジム、ダンススタジオ、浴室等を整備し、健康増進の複合施設として再生するという魅力的な提案であるなどの点を評価し、候補者として選定いたしました。この選定に伴い、温水プールの建物及び敷地を無償で譲渡したいとするも

のであります。

無償譲渡したい建物及び土地の表示については、温水プールで所在は滝川市有明町6丁目412番地4、構造は鉄骨造2階建て、床面積は2,703.86平方メートルであります。また、同プール敷地の所在は滝川市有明町6丁目411番7、411番8、412番4、412番7、地目は原野、地積は4,054.81平方メートルであります。

譲渡の相手方は滝川市温水プール活用共同事業体で、代表者が滝川市一の坂町西3丁目4番6号、株式会社滝川スポーツクラブ代表取締役、三國正明、構成団体が札幌市中央区北2条西10丁目1番地14、株式会社北海道中央研究所代表取締役三國正明であります。

用途については、温水プールを主体とした健康増進施設として活用するためであります。

なお、滝川市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例との関連であります。本条例による無償譲渡要件は、その相手先が公共団体、または公共的団体で、公用もしくは公共用、または公益事業等の用に供するときに限られていることから、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を受けて無償で譲渡を行いたいとするものであることを申し添えまして、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの議案第4号のほうの不動産の無償譲渡のところ、ここについて質疑をしたいと思います。

市の財産を無償譲渡するという、そういう例はなかなかなかったのではないかと思います。管理運営とか管理委託ですか、こういうことがはやってあったわけですが、いよいよ無償譲渡というようなことで、今河野氏も言ったように、市の財産管理とか処分は地方自治法の第237条で厳しくしっかりとされているわけであります。つまり議会の議決ということで、これから議決するわけですが、これは将来的にも市のほうの提案というよりも、やっぱり議会の議決を経たと、これは大変重い条件になると思いますので、少々質疑をしたいと思います。

それでは、先ほど河野氏も15年間ということがちょっと話にありましたように、さきの総務文教常任委員会の中で、たしか公募型プロポーザル方式で15年という約束をしているわけですが、その根拠をもう一度本会議のところで15年と言われる根拠を示していただきたいと思います。

2つ目であります。15年の約束ということで、それは市のほうの言い分であって、それ以前にでも例えば経営が困難になって、これはどうしようかということで、その事業所、スポーツクラブさんが悩むことだってないとは限らないわけであります。そういうこともきょうは質疑しておかなければいけないと思います。つまりそのときに閉鎖をして、いよいよ処分をしなければいけないというようなことになったとき、建物は耐用年数が45年から50年ぐらいと言われていますから、建物は仕方ないと、もうそろそろ本当に壊さなければいかぬという、そういう時期になると思うのですが、問題は、土地は生きているわけですが、無償譲渡で譲ってしまったということですが、それでも市民感情はやっぱりこういうことだったかというようなことで問題が残っては困りますので、

今の段階でしっかりとお答えをいただいて、市民に説明をしていただいいておいたほうがいいのかなと思います。

よろしくお願いします。

○議長 長 ただいまの2点の質疑に確認をさせていただきますが、1点目は15年間という契約を結んだ根拠ということで、2点目に関しては何を申し上げたかったのか確認をさせていただきますが、経緯困難という事態に陥ったときの土地という話ですか、それとも困難になったとき市民にどういう説明をするかという意味ですか、どちらですか。

（「15年以内です。15年以上たてば、これはもう約束ですから、これはもうだれも問題にしないと思います。15年という、公募型プロポーザルで15年以内。例えば10年として、10年たったときにその問題が起きたとき、これはやっぱり約束違うのではないかと、いろいろ問題がやっぱり出てこないかと、特に土地のこと」と言う声あり）

○議長 長 そうしたら、経営困難になったとき市としてどういう対処をするかという、そういうことでよろしいですか。

（「はい」と言う声あり）

○議長 長 それでは、ただいまの渡辺精郎議員の2点の質疑に対する答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 今回温水プールの民間移管につきましては、その期間を15年にさせていただきました。これは、温水プールは昭和60年に建築しました。鉄骨づくりで構造的には45年程度はもつたと、それで27年経過していて、さらに今回の大規模改修によっていろいろな設備が新たになります。15年程度は施設的に大丈夫だろうということを根拠に15年ということを設定いたしました。

それと、2点目の企業がだめになったときどうするかということは、今回の公募要件の中のリスクといいますか、そういうことも含めた形での応募となっております。私どもとしては、今回の公募要件は大規模改修を前提としております。大規模改修をしていろいろな設備が新たになって、その中での再スタートを図っていただく。ですから、途中云々ということのものの議論はさまざまあるかと思いますが、その場合についても設備投資されたものはまた新たな協議の場が生まれるのではないかなという、そんな考えを持っているところです。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 大きく10点についてお伺いしたいと思います。

まず、議案第4号です。無償譲渡契約にかかわる件ですが、用途を温水プール主体の健康増進施設として使用することを義務づけをしております。これまでの議会答弁で、これまでどおりの市民利用ができるようにと幾つか挙げられてきました。その中で、3つのコースの市民開放、小中学校水泳教育、これはきちんとは言われてきてはいないと思うのですが、幾つかの幼稚園が教育に利用していると、こういったことについて15年間どのように保障していくのかということで、補助金

で保障していくということのみならず、ソフト面等を含めてお伺いしたいと思います。

2点目は、譲渡後に改修が行われるわけですが、その内容も合意をされていると、どのような改修が行われるのかということについて言えば、耐震性があり、今後15年間の使用に耐えられるということだというふうに思うのですが、まず耐震性については昭和60年の設計、新基準なので、大丈夫だという範囲で考えているのか、それとも新たな耐震診断をされるのかということと改修をしても今後15年の間に使用に耐えられないようなことが生じたときはどのように対処するのかと。

3点目ですが、違約金についてはどのような場合に想定をしているのか、またその場合の金額、無償譲渡が失効するときは施設を原状回復するのかと、この3点です。

4点目は、損害賠償義務についてですが、どのような場合に損害賠償の対象になるのか、2点目は改修が不十分あるいは経営不振などが理由で運営できなくなったときは、それも損害賠償の対象にするのかということについて。

5点目は、無償譲渡せずに仮に市が直営等で継続使用とした場合の予想改修費用については2億円ということが言われましたが、いずれ解体するわけですが、解体費用について、また解体後の残る土地の実勢価格についてお伺いをしたいと思います。

6点目は、共同事業体が譲渡先になるわけですが、土地、建物は共有名義になるということで理解していいのか、確認をしたいと思います。

議案第1号にかかわりますが、補助金の支出先は代表者たる株式会社滝川スポーツクラブなのか、それとも滝川市温水プール活用共同事業体になるのかお伺いをしたいと思います。

この件について、譲渡先については実績があると、実績の評価及びプロポーザルにおける評価なのですが、もっと客観的に見たいと思うのですが、株式会社北海道中央研究所という会社は年間の売り上げがどれぐらいの会社なのかと、またその実績については具体的にどのような実績があるのかと、プール、スポーツ施設でお伺いしたいと思います。

次、第1号に特に関係して、10月からの分ということだと思うのですが、補助金が1,248万円計上されておりますが、まず3コースの市民開放や小中学校の水泳教育など市が推進する事業のために補助金を出すということだというふうに思うのですが、これをもってしてもプロポーザルでは利用料金が高くなるというふうに聞いております。現在把握している料金はどこまで上がるのか、1日、また3カ月の定期で大人や高校生、中学生、小学生以下などについて幾らから幾らに上がるということでお伺いしたいと思います。2点目は、現状の利用では高齢者の方、障がい者の方、児童生徒のように本人は所得がない、少ない、こういった市民が多いわけで、これらの市民が、この会社が会員制のクラブというか、そういったものを経営されていくわけですが、その中で市が補助金を出す3コースを利用する場合せめてこれまでどおりの料金で利用できるという仕組みについて、市として検討する必要について経過をお伺いをしたいと思います。

最後に、プロポーザルの説明はいろいろございましたが、開館日を年間300日を目指すとか、開館時間は1日最低10時間とか説明がございましたが、まだどんな施設に生まれ変わるのかということではイメージを描くにはちょっと不足していると思います。もっとどんな施設になるのだということについてイメージがわくような説明をお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 それでは、10点にわたるご質疑をいただきました。

それで、1点目は、温水プール主体の健康増進施設として使用を義務づけておりますが、市民利用の関係で、今回民間譲渡をしますので、大きく温水プールは民間主体の会員が主体ということの基本とするプールになるのかなと想定されます。その中で一般市民の方がどこまで確保されるのかというご質疑でありました。私どももそれらの確保に向けて1年間1,872万円の補助金を支出して、これまでと同様に市民が利用できるような部分を確保していきたいというふうに考えています。これは、先ほど説明したとおりです。さらなるソフト面の展開をということは、これは今後の課題ですので、新たな事業者ともその辺のことは協議を進めさせていただきたいと考えています。

2点目ですが、改修内容はどうかということがありました。公募の段階で13カ所について、このことは改修が必要ですよということがありまして、中身は屋根、内、外側の壁、煙突等の改修、それからボイラー、熱交換器、浄化槽、ろ過器、配管等の設備の取りかえなどを条件づけまして、これらの改修工事が行われる予定です。これらによって15年間は使用できるというふうに考えています。ただ、これ以外の修繕が発生した場合どうするかということのご質疑ですが、これは事業者がその責任において修繕を行っていただくという考えでございます。

それから、3点目の違約金の関係ですが、これは15年間という用途指定をしていますから、途中でやめたとか、それから施設を売却したとか、協議なしに年間260日とか1日10時間の運営を下回った場合とか、いろんなことが考えられますが、これらのものに違反した場合に、違反といえますか、そのことがとり行われた場合については違約金ということが発生すると思います。その金額の関係ですが、契約の中で条文中で示しました。試算ですけれども、無償譲渡契約時の固定資産税評価額の10分の1、私ども試算で約3億円というふうに見込んでおりますから、その10分の1、3,000万円ぐらいが違約金となると今のところ試算してございます。

失効時に原状回復をするのかというご質疑ですが、今回譲渡していく中でさまざまな改修がございます。今回当市に対しても不動産に融資銀行等の抵当がつくなんていうこともありまして、施設の原状復帰ということは考えていません。

それから、損害賠償についてございました。これは、市が損害を受けたときにその賠償を求めるというものです。経営不振とか改修が不十分で云々ということでございました。これは、補助金の返還もございましょうし、違約金の対象ということもあるでしょうし、さまざまなケースが考えられると思います。市が損害を受けたということがもし発生した場合については、その部分を損害賠償の対象とさせていただこうという考えでございます。

それから、無償譲渡せずに継続使用した場合にはどうかということで、解体費なのですが、私どもの試算では約1億円というふうに試算してございます。それから、解体後の土地価格なのですが、これは4,000平米でございます。私どもの試算では約2,850万円程度かなというふうに試算してございます。

それから、続いて中央研究所についてのご質疑がございました。これは、稚内市の指定管理を受

けていて、実績を上げていると思います。中央研究所は年間の売り上げが1億4,000万円ぐらいのところですが、グループの中にはそういう実績のあるところがある。それから、土地、建物の登記の関係については、現在のところ滝川スポーツクラブがその登記を行う予定であります。ただ、この登記につきましては、改修工事を確認した上で、設備が新たになったということを確認した上で登記を行う予定でございます。

それから、補助金の関係ですが、譲渡後の料金で一般の方々の料金はどうかということで、現行提案の中では現在の1.5倍を想定してございます。大人1,050円、高校生630円、中学生420円、小学生以下240円でございます。3カ月定期はありません。1カ月の会員利用券となって、大人は7,000円台、中学生は5,000円台というふうな提案でございます。提案の中で、年間の開館日数が300日、1日の開館が火曜日から金曜日まで午前10時から午後10時まで、土曜日は午後8時まで、日曜日は午後6時までなのですが、こういうふうに拡大されます。それから、会員は水泳のほかにフィットネスやマシン指導、お風呂やサウナの利用ができるという提案になってございます。

それから、7番目、高齢者、障がい者に対する対応をどうするかということでご質疑いただきました。これは、今後の利用状況をかんがみながら、我々としては勉強させていただきたいなというふうに考えています。

それから、8番目、プロポーザルでどのような施設提案があったかということで、私どもとしては老朽化した公共施設が民間によって健康増進施設として新たなスタートを切ると、これからの話になりますけれども、メタボ対策とか生活習慣病とか介護予防とか、さまざまな健康増進プログラムなんかも期待しているところです。そういうことのプログラムを民間主体のこういう健康増進施設の中で展開していくということもプロポーザルの中でご提案がありましたので、そういうところを期待しているところでございます。

以上です。

(何事か言う声あり)

○教育部次長 今回のいろんな改修の中で耐震の関係についてはクリアしておりますので、それらのものは想定してございません。

(何事か言う声あり)

○教育部次長 失礼いたしました。最後に、補助金の支出先ですが、滝川スポーツクラブを予定してございます。

以上です。

○議長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 今後の課題と言われる答弁については、討論の中で述べたいと思います。

1点お伺いをしたいと思うのですが、補助金なのですけれども、1,874万円ということで、現在の滝川市の毎年の補助金ということでいうと、金額では体育協会に次いで2番目になるのかなと、それは要するに市が所有も賃貸も借りもししていないということで、そういうときに事業に対する補助だと思うのです。だから、駅前ビルの「く・る・る」、「とんとん」など、いわゆる委託

事業と事業に対する補助金というのは非常に似ているようで違うのだらうというふうに思うのです。そこで、対象としては「く・る・る」、「とんとん」がいいと思うのですが、あれは対象団体に場所の賃借料も含めて委託費として出しているのだと思うのです。それとこの補助金と体育協会への事業補助、この3つの比較で今回の補助金というのがどういう性質を持つのかということをご説明をいただきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 今回ご案内のとおり老朽化した公共施設を新たな健康増進施設として再スタートしていただく、これは何といたっても安定的に継続的な運営を期待したい。今回の補助金は、プールのコースの占有料をもとにしていますし、市民の一般の方にも開いてプール運営をしていただこうという、そういうことでこの補助金を設計してございます。大きくは、もう一度繰り返しますが、事業の安定的な継続的な運営ということを15年間継続していただきたいという考えのもとにこの補助金を考えたところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。議案第1号、第3号、第4号に賛成の立場で討論を行います。

財政面から、市民の健康を守る温水プールは同じ社会教育施設である空知太スキー場につき、存廃について議論がされてきましたが、これまで尽力されてきた市民、理事者、職員、関係者の方々に敬意を表するものです。今回このような形で存続されることは、水泳愛好者のみならず、子供が生き生きと育つことを望む市民、社会教育に協力されている多くの市民からも評価されたいと考えます。一方、無償譲渡後の共同事業体の経営に課題も多いことを申し上げなければなりません。毎年では、直営の場合の支出超過2,500万円に対して1,800万円余は補助金収入になりますが、さらに700万円程度の収支改善をしなければなりません。これに約3億円と言われる施設改修の初期投資の費用回収もしなければならぬのですから、補助金を除く売り上げを毎年約3,000万円から4,000万円はふやさなければならぬのです。ここで民間資金を活用した公共サービスの代表的な方式であるPFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく施設整備を例にとると、これまで13年間に全国で約250施設が実施されましたが、事業収入を過大に見積もり過ぎることで多くの事業破綻がしています。このようなことになることは、避けなければなりません。ここで市がこのまま直営を続けたり指定管理にする場合にどのような財政事情であったのかということはいま一度考えなければなりません。私の試算では、今後15年間の市の支出は7億円近くかかることが想定されます。内容は今答弁ございましたので、省略いたしますが、これに対してこれだけの経費がかかる施設を15年間の補助金、総額で約2億7,000万円を受ける事業者の経営見通しは、私にはイバラの道であると想像されます。そのような

中で、温水プールでは何としても市民の健康維持のため施設を守らなければならないのです。そこで、固定資産税や都市計画税が年間約５００万円、１５年間で７，５００万円が見込まれることに注目をしたいと思います。これは経営困難な場合どうなるのかというと、万が一固定資産税の滞納があれば市税滞納者に対する行政サービス制限要綱の対象となり、市は補助金を出せなくなり、事業者の経営困難に拍車をかけ、一気に譲渡契約が解除になる可能性があります。そのようなことを防ぐため、契約相手が新たな進出企業であり、誘致企業支援の要素も考慮し、固定資産税範囲内で市の事業補助である３コース分を中心にシルバーや障がい者、子供、低所得者対象に利用料を現状に抑えられる割引券を市として発行するなど、施設経営への支援を求めるものです。

最後に、社会教育施設の民間への指定管理委託化が進み、さらに広域で運営する流れもあります。地方財政が厳しい中で、社会教育施設の存続へ引き続き強い姿勢を求め、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第１号、第３号及び第４号の３件を一括採決いたします。

本案はいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１号、第３号及び第４号の３件はいずれも可決されました。

◎日程第９ 議案第２号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第９、議案第２号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第２号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

平成２３年１２月１４日に東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び復興に向けた取り組みの推進を図るため、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成２４年３月３１日に平成２４年度税制改正を盛り込んだ地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたところでございます。これらの関係法律の改正に伴い、滝川市税条例の一部を改正する条例議案を提出するものでございます。

初めに、この議案にかかわる改正内容の主なものについて申し上げます。個人市民税に関するものでございますが、１点目として個人市民税の申告を要する者のうち、寡婦控除対象者を除外する改正内容でございます。２点目が東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。次に、固定資産税に関するものでございますが、１点目として平成２４年度税制改正によって導入された地域決定型地方税制特例措置、いわゆる我がまち特例に伴う条文の追加でございます。２点目が平成２５年度または平成２６年度において土地評価額を下落修正できる特例措置の継続であります。次に、国民健康保険税に関する

ものでございますが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例。以上が主な内容でございます。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明をいたします。議案第2号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんをいただきたいと思います。

まず、第35条の2でございますが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書を不要とする改正でございます。

次に、附則第10条の2は、平成24年度税制改正で導入された地域決定型地方税制特例措置の関係でございます。これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めることで、その地域の実情に即した制度を地方が定めることによってさまざまな政策展開が期待できることを目的として地方自治体が自主的に判断し、その法で定める範囲内で特例割合を条例で決定できる仕組みでございます。今年度は、特定の公害防止施設に対する特例のうち、公共下水道に係る除外施設、それから特定都市河川浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に対する特例の2件が対象となったところでございます。

次に、附則第10条の3、前条の追加に伴う条の繰り下げでございます。

附則第11条の2は、固定資産税の価格の据え置き年度である平成25年度及び26年度において地価が下落している場合には簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成25年度及び平成26年度に実施するための改正でございます。

附則第22条の2は、居住用財産の買いかえ等の個人市民税の特例、居住用財産の譲渡所得3,000万円の特別控除でございますが、これについて東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には一定の要件のもと、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災のあった日から、今は現行3年でございますけれども、7年を経過する日の属する年の12月31日までの間延長する改正でございます。

附則第23条は、東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得あるいは増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは現行の個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とする改正でございます。

附則第54条は、居住用財産の買いかえ等の国民健康保険税の特例、先ほど申しましたが、居住用財産の譲渡所得3,000万円が特別控除されますが、これについて東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合は一定の要件のもと、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から現行3年を7年にする、その7年の12月31日まで期間を延長する改正でございます。

附則第55条は、附則第54条の追加に伴う条の繰り下げでございます。

次に、附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の2ページをお開きをいただきたいと思います。附則、施行期日でございますけれども、第1条、施行期日は公布の日からの施行でございます。それから、第35条の2の第1項については、平成26年1月1日からの施行となるところでございます。

第2条は市民税、第3条は固定資産税に係る経過措置でございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時13分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員